

②手続きの流れ (2) 区役所来庁の場合

申請対象者

1 年以内に発達センター等から療育が必要な旨の指摘があった児童がサービスの対象です。
※申請書に紹介機関・紹介時期・指摘事項を記入いただきます。

事業所を探す・見学

空き状況を確認し、通所必要日数を決める。

障害児相談支援事業所から計画案の提出

障害児相談支援事業所が決まっていない場合は、セルフプランを作成いたします。

障害者支援課障害児支援係に連絡し、来庁予約をする

TEL 03-3647-7559/FAX 03-3647-4910

区役所へ来庁・申請書記入（所要時間約 30～40 分）

場所：江東区東陽四丁目 11 番 28 号 防災センター2 階

●持ち物

①世帯全員分のマイナンバーカード

②【お持ちの方のみ】愛の手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳

「個人番号（マイナンバー）カード」をお持ちでない場合

下記のいずれかが必要になります。

(1) 個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票

(2) 個人番号（マイナンバー）通知カード（記載事項（氏名・住所・生年月日・個人番号）の変更がない場合ご利用いただけます。）

支給会議（月 2 回：第 1・第 3 木曜日）で支給決定

※利用開始日は会議日の翌日からとなります。

※会議日の前の週の金曜日までに上記の手続きを完了してください。

受給者証発送

→受給者証を持って事業所と契約、利用開始